

黒石市不妊治療費助成金交付事業 のご案内

市では、不妊治療のうち生殖補助医療を受けている方の経済的負担を軽減するため、保険診療の自己負担分について助成をおこないます。

【助成対象者】

法律上の婚姻関係にある夫婦で、次の①～④すべてに該当する方

- ①令和4年4月1日以降、医療保険適用となっている生殖補助医療（男性に対する治療を含む）を行っていること
- ②夫婦ともに申請時点で市税（市民税、国民健康保険税、固定資産税および軽自動車税）を滞納していないこと
- ③診療開始から申請日まで夫婦の両方またはどちらかが黒石市に住所を有し、居住の実態があること
- ④同一の治療について、黒石市以外の地方公共団体から助成を受けていないこと、また受け取る予定がないこと

【助成対象となる治療】

医療保険が適用となる生殖補助医療(体外受精、顕微受精等)

※交通費等の治療に直接関係のない費用は助成の対象となりません。

【助成額について】

1回の生殖補助医療に要した自己負担額の2分の1の額

※**上限額は50,000円とします。**ただし、男性不妊治療を併せて実施した場合は、さらに50,000円を加算した額を上限とします。

※治療費を支払う際は、限度額適用認定証をご利用ください。

※付加給付費がある場合は、自己負担額から付加給付費をのぞいた額で助成額を決定します。

【申請方法について】

●申請場所

黒石市役所 健康推進課 窓口

●申請期限

1回の治療を終了し、治療費を支払った日の属する年度内
(令和4年度に治療を終了した場合は、令和5年度内に限り申請可)

●申請時に必要なもの

- ①黒石市不妊治療費助成交付申請書兼請求書
- ②申請しようとする治療に係る領収書と診療明細書の原本
- ③黒石市不妊治療費助成金交付申請に係る調査に関する同意書
- ④健康保険証の写し
- ⑤限度額適用認定証の写し
- ⑥医療機関より交付される不妊治療等に係る治療計画書の写し
- ⑦振込先がわかる書類(通帳の写し等)
- ⑧市税の滞納がないことを証する書類(黒石市以外に住所を有する場合に限る)
- ⑨住民票(黒石市以外に住所を有する場合に限る)

▶お問い合わせ先
黒石市 健康推進課 母子保健係
52-2111 (内線244・245)